

鳥取県環境管理事業センター
産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）

入札説明書

令和8年9月9日
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

第1条 目的

公益財団法人鳥取環境管理事業センターが発注する産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）（以下「本工事」という。）は、土木施設工事及び浸出水処理施設等工事を一体的に設計・施工するものである。

本書は、本工事における入札、契約及び履行に関し、土木施設工事及び浸出水処理施設等工事に共通する基本的事項を定めるものである。

なお、土木施設工事に係る具体的な施工条件、設計内容等については次条第2号「土木施設工事関係図書」によるものとし、浸出水処理施設等工事に係る要求性能、設計条件、施設設計及び施工に関する事項については、次条第3号の「工事要求水準書（浸出水処理施設等工事）」によるものとする。

第2条 関係図書

本工事の入札及び契約に適用する関係図書は、次のとおりとする。

（1）共通入札説明書

本工事に通ずる入札、契約及び履行上の基本的事項を定める。

（2）「土木施設工事関係図書」（別冊1）

土木施設工事に係る設計図書、数量、施工条件その他必要な事項を定める。

（3）「工事要求水準書（浸出水処理施設等工事）」（別冊2）

工事に係る要求性能、設計条件、設計施工一括発注方式の対象範囲、施設設計、見積設計図書その他必要な事項を定める。

（4）その他発注者が提示する資料

入札及び契約のために発注者が提示するその他の資料をいう。

第3条 発注方式及び工事範囲

- 1 本工事は、土木施設工事及び浸出水処理施設等工事を一体として発注する。
- 2 土木施設工事は、発注者が提示する別冊1に定める設計図書、数量及び施工条件等に基づく図面発注とする。
- 3 浸出水処理施設等工事は、設計施工一括発注方式により実施するものとし、受注者は、別冊2に定める要求性能及び設計条件等に基づき、必要な設計及び施工を行うものとする。
- 4 土木施設工事及び浸出水処理施設等工事の具体的な工事範囲については、それぞれの関係図書によるものとする。
- 5 本工事は、土木施設工事については発注者が提示する設計図書に基づく価格競争方式、浸出水処理施設等工事については発注者が提示する要求性能及び設計条件等を共通条件とし、受注者の設計能力を活用する設計施工一括発注方式による価格競争方式を行うものとする。

第4条 入札価格

- 1 入札者は、土木施設工事及び浸出水処理施設等工事を合わせた総額により入札するものとする。
- 2 入札価格には、本工事の履行に必要な設計費、施工費その他一切の費用を含むものとする。
- 3 土木施設工事については、別冊1に定める設計図書、数量及び施工条件等に基づき、同図書に定める工事範囲について入札価格を算定するものとする。
- 4 浸出水処理施設等工事については、別冊2に定める要求性能、設計条件、基本処理フロー、令和8年契約対象範囲その他の条件を踏まえ、入札者が必要な費用を算定するものとする。
- 5 なお、浸出水処理施設等工事については、入札時点において完成施設の詳細な仕様、設備構成及び数量の全てが確定しているものではないことを踏まえ、入札者は、別冊2に定める見積条件等に基づき、必要な設計検討を行った上で入札価格を算定するものとする。
- 6 本工事は、土木施設工事及び浸出水処理施設等工事を一体的に施工することから、現場事務所、現場管理、工事用電力及び用水、共通仮設、安全施設その他両工事に共通して使用し、又は必要となる費用については、本工事全体として必要となる額を適切に見積もるものとする。
- 7 土木施設工事又は浸出水処理施設等工事のいずれかに固有の仮設、施工管理その他の費用については、それぞれ該当する工事区分に計上するものとする。

第5条 予定価格

- 1 予定価格は、本工事の令和8年度契約対象範囲について、発注者が積算した額とする。

- 2 予定価格は、浸出水処理施設等工事に係る見積設計図書の適合確認後、入札に先立って公表するものとする。
- 3 入札価格は、前項の予定価格を超えてはならないものとする。

第6条 入札手続等

- 1 入札公告、入札書の提出期限、開札日時その他入札手続に関する事項は、入札公告及び関係図書によるものとする。
- 2 入札者は、入札公告及び関係図書の内容について質問することができるものとし、質問の方法、受付期間及び回答方法については、入札公告等に定めるものとする。
- 3 発注者は、入札者から提出された質問について、入札者間の公平性及び競争条件の明確化を図るため、必要に応じて回答を公表するものとする。
- 4 質問に対する回答は、関係図書の一部を構成するものとして取り扱うものとする。
- 5 浸出水処理施設等工事については、入札者は、別冊2に定める要求性能、設計条件等に基づき見積設計図書を提出するものとし、発注者は、その適合性を確認し、結果を通知する。
- 6 見積設計図書に修正又は補足が必要と認められる場合、発注者は、その内容を通知し、必要に応じて修正又は再提出を求めることができるものとする。不適合の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができるものとする。
- 7 発注者は、適合の通知を受けた者に対し、入札日時、入札場所その他入札に必要な事項を通知し、併せてホームページに掲載するものとする。

第7条 施設設計及び詳細設計の確定

- 1 浸出水処理施設等工事については、契約後に施設設計を行い、要求性能及び設計条件を満足する施設設計を確定するものとする。
- 2 施設設計では、施設全体の処理方式、処理フロー、主要な設備構成等を検討・確定し、詳細設計ではこれらを踏まえて機器仕様、数量、寸法、配管、電気設備その他施工に必要な事項を具体化するものとする。
- 3 前項の検討に当たっては、発注者は必要に応じて、処理方式、主要な設備構成その他の施設計画について、専門家等に技術的な確認又は意見を求めることができるものとする。
- 4 施設設計の結果、発注者が標準と考える処理方式等と異なる処理方式、設備構成又は仕様とすることが合理的と認められる場合には、要求性能及び契約条件を満足することを前提として、発注者との協議のうえ、その内容を詳細設計に反映することができるものとする。

第8条 契約変更

- 1 前条の詳細設計の結果、契約内容について仕様、数量、施工内容その他の変更が必要となる場合は、契約図書に定める手続により適切に取り扱うものとする。
- 2 前項の契約変更は、当初の発注目的、要求性能及び契約上の基本的条件を維持することを前提として、施設計画を合理的に確定するために行うものとする。
- 3 契約変更を行う場合の変更内容、変更金額その他必要な事項については、関係法令、契約図書及び発注者の定める手続によるものとする。
- 4 詳細設計により確定する仕様、数量及び施工内容と、入札時点における想定との差異については、その内容及び必要性を確認した上で、契約図書に定める変更手続により取り扱うものとする。
- 5 前項の変更その他本工事の履行に関し、施設設計及び詳細設計、関係機関との協議・調整、許認可その他の手続、不可抗力その他やむを得ない事由により、当初の工期内に完成することが困難となった場合は、契約図書に定める手続により、工期を変更することがある。
- 6 浸出水処理施設等工事に係る契約変更における変更金額は、原則として、入札時に提出された見積設計図書に記載された単価及び積算根拠を基礎として算定するものとする。
- 7 発注者は、前項の変更金額の算定に当たり、必要に応じて受注者に対し、見積設計図書に記載された単価及び積算根拠について、説明又は資料の提出を求めることができる。

第9条 その他

- 1 本書に定めのない事項については、関係法令、契約図書、入札公告及びその他発注者が提示する資料によるものとする。

- 2 本書及び別冊1，別冊2、その他の関係図書の内容に相違又は疑義がある場合は、当該事項を具体的に定めている関係図書の規定によるものとする。
- 3 前項によっても取扱いが明確でない場合は、発注者は、入札者間の公平性及び競争条件の明確性を確保するため、必要な事項を質問回答その他の方法により明示するものとする。